

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和6年3月25日

阿蘇市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第4項において準用する同法第7条第6項に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				阿蘇市 一の宮地域	無	R1年度 ～ R6年度	一の宮地域農地・水・環境保全管理協定	活動期間の延長
○				阿蘇市 荻の草地域	無	R1年度 ～ R6年度	荻の草環境保全活動組織	活動期間の延長
○				阿蘇市 阿蘇地域	無	R1年度 ～ R6年度	阿蘇地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	活動期間の延長
○				阿蘇市 波野地域	無	R1年度 ～ R6年度	波野地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	活動期間の延長
○				阿蘇市 草原地域	無	R1年度 ～ R6年度	阿蘇市草原環境保全管理協定	活動期間の延長